

## 1. 審査対象

本審査規定の対象とする論文の範囲は人間・環境学会誌投稿規定に定める原著論文（以下、論文）とする。

## 2. 審査員

(1) 論文は、編集委員会によって審査されて、その掲載の可否が決定される。審査員は原則として2名とする。その2名の専門分野は人文社会系・理工系のいずれかに偏らず、広い範囲から当該論文に相応しい者を選ぶ。編集委員以外に審査協力を依頼することがあるが、その採否の責任は編集委員会が負う。

(2) 継続的内容の論文にあたっては原則として前審査員に審査を依頼する。

(3) 審査の公平を期するため、著者と同じ大学研究室や企業に属するなど利益相反のある審査員は原則として避けることとする。

(4) 審査において、審査員名及び著者名は著者及び審査員それぞれに対して明かされないこととする。

## 3. 審査の方法

(1) 審査の手続きを通して編集委員会と著者及び審査員との間の連絡の際には、それぞれに対して審査員あるいは著者が特定できる情報は全て削除する。

(2) 論文の審査期間は編集委員会が審査員に関連する書類を送付した日から3週間を越える最初の月末とする。

(3) 審査員は当該論文が人間・環境学会誌に掲載する原著論文に相応しい人間・環境学に関する研究成果であるか評価する。

(4) 審査員は審査の結果を「採用」「再審査」「不採用」のいずれかとして編集委員会に返信する。

(5) 審査員は審査結果の返信においては、採用、再審査、不採用の評価に加えて、審査書に審査の意見及び評価の理由を簡潔かつ具体的、客観的に明記する。

(6) 審査期間を終了しても審査員から審査結果が返信されない場合、編集委員会は審査員の変更をすることが出来る。

## 4. 人間・環境学会誌への採否の判定方法

(1) 当該論文の人間・環境学会誌への採否の判定は、当該論文の審査を担当した2名の審査員の審査結果を確認し、2名の「採用」によって採用とし、2名の「不採用」によって不採用とする。

(2) 最初の2名の審査員の審査結果のうち1名のみが「不採用」の場合は、編集委員会は第三審査員を選定し、改めて審査を継続する。その場合の選定及び審査手順は3.に従う。第三審査員による評価は、二次審査に先立って実施する。

(3) 最初の2名の審査員あるいは第三審査員の審査結果が「再審査」である場合、その審査員は再審査を行う。

1) 編集委員会は当該審査員から提出された審査書を著者に送り、修正原稿の提出を求める。

2) 修正原稿の提出期限は30日以内とする。

3) 修正原稿の提出に当たっては、著者は修正内容に関する説明書を添付するものとする。

4) 提出された修正原稿及び説明書により、「再審査」の判定を下した審査員は再審査を行う。その手順は3.に従う。

5) 前回審査の2名のうち審査結果が「採用」の審査員の評価及び審査書はそのまま再審査に用いる。

6) 前回審査の2名のうち審査結果が「不採用」の審査員の評価は再審査には用いない。

7) 再審査では2名の審査員の審査結果を確認し、2名の「採用」によって採用とし、2名の「不採用」によって不採用とする。

8) 再審査における審査結果が「再審査」となった審査員がいる場合、その審査員は繰り返し(3)の手続きを経て再審査を行う。

## 5. 審査結果の通知

(1) 当該論文の採否判定の終了後、編集委員会は著者に対して判定結果を通知する。

(2) 判定結果の通知の際には、「採用」判定の審査員の審査書を添付する。また、第三審査者による審査を経ている場合、当初の2名の審査員のうちの「不採用」と判定した審査員の審査書も添付する。

## 6. 掲載論文の作成

採用判定とされた論文に対して、審査員より審査書を通して軽微な修正意見が示されている場合、あるいは編集委員会より論文書式についての修正の指示が出された場合、著者は修正された掲載論文を速やかに作成して編集委員会に送付する。

## 7. 審査結果に対する異議申し立てと再審査

(1) 論文の不採用の判定結果に異議がある場合、著者は編集委員会に対して異議申し立てをすることが

できる。

(2) 異議申し立てがあった場合、編集委員会は異議の当否の判定を行い、再審査が妥当であると認められた場合は再審査を行う。

(3) 再審査を行う場合の審査対象論文は不採用判定が確定した時点のものとし、新規論文と同様に扱う。

#### 8. その他

本規定に定められていない事項について処理を行う必要が生じた場合は、編集委員長は編集委員会及び運営委員会に諮り、その承認を経て対応するものとする。

2018年11月29日 施行

2019年 3月28日 改定